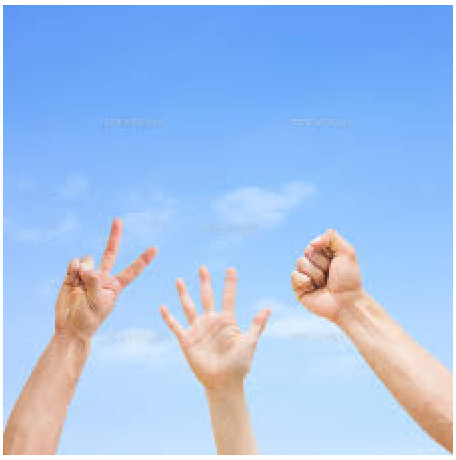

10

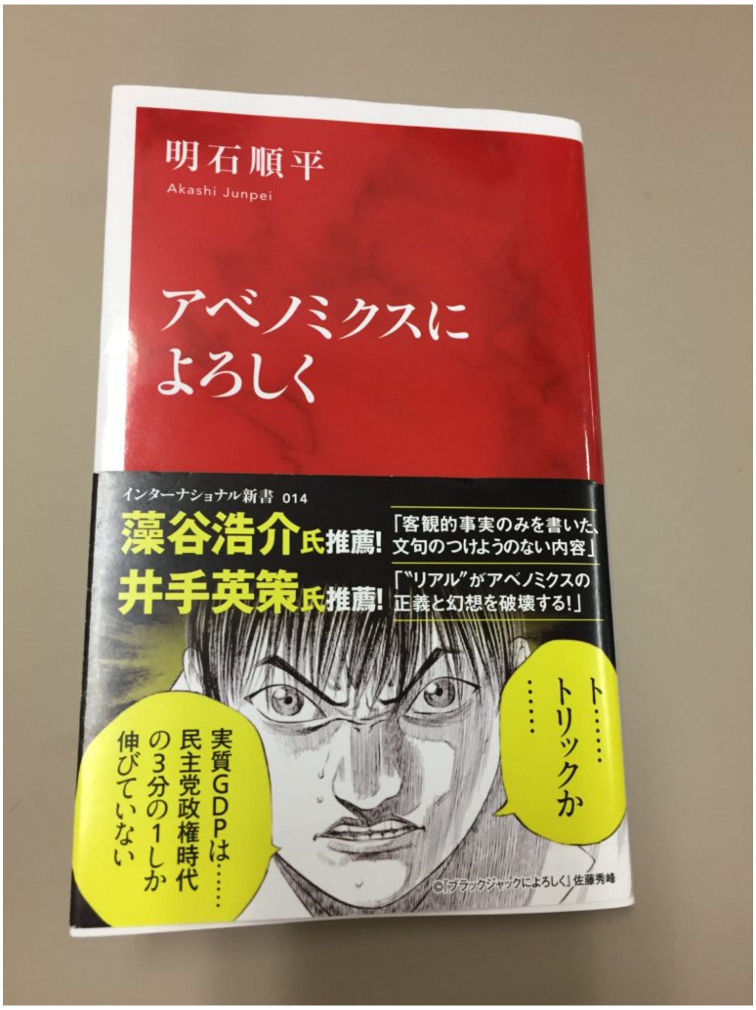

6/22 ([illegible])[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

◆[illegible]2018[illegible]6[illegible]22[illegible]17:30[illegible]20:00

◆[illegible]**[illegible]11[illegible]10[illegible]**←[illegible]

◆[illegible]

1 [illegible]

2 [illegible]

3 [illegible]

[illegible]

[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]

◆[illegible]

[illegible]

TEL 092-741-6416

日本弁護士連合会 第61回人権擁護大会プレシンポジウム
入場無料
若者 子どもの社会保障を考える
～分断社会を終わらせる「だれもが受益者」という戦略～
昨今、「下流老人」「奨学金地獄」など、世代を問わず貧困問題に関わる新語が生み出され、現役世代、老後世代の貧困の実態が、子ども・若者にとっても、自分自身の将来に対するネガティブなイメージの要因にもなっています。一方で、様々な分野で、未来への希望を求める若者の運動も広がってきています。
本シンポジウムでは、貧困問題と国の財政問題の視点から、若者が未来に希望を抱くことができる社会に向けて「いま私たちに何ができるのか」を、ともに考えていきます。
日時
2018年
6月22日金
17:30～20:00
場所
11階
天神ビル 10号会議室
〒810-0001 福岡市中央区天神2-12-1
基調講演
講師:
井手 英策 教授
(慶應義塾大学経済学部教授)
▶講師プロフィール
専門は財政社会学・財政金融史。近著に財政の視点から貧困問題を解説した「18歳からの格差論ー日本に本当に必要なもの」(東洋経済新報社・2016年)「財政から読みとく日本社会ー君たちの未来のために」(岩波ジュニア新書・2017年)等がある。
基調報告
講師: 猪股 正 弁護士
(日弁連貧困問題対策本部副本部長)
▶講師プロフィール
埼玉弁護士会所属。第61回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員。本年の人権擁護大会に向けてスウェーデン視察(6月)に参加するなど、実行委員の中でも中心的に活動している。最新の視察報告も予定。
座談会
パネリスト 井手 英策 慶應義塾大学教授
猪股 正 弁護士・埼玉弁護士会
コーディネーター 星野 圭 弁護士・福岡県弁護士会
お問合せ先 福岡県弁護士会 TEL 092-741-6416
【主催】福岡県弁護士会 【共催】日本弁護士連合会

□□□□□□□⇒□□□

AI□□□□□□□

□□□□□□□

□□□□

5 国民の権利及び義務（「日本国憲法改正草案」第３章）

Q14 「日本国憲法改正草案」では、国民の権利義務について、どのような方針で規定したのですか？

答 国民の権利義務については、現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していくということを考えました。そのため、新しい人権に関する規定を幾つか設けました。

また、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。例えば、憲法11条の「基本的人権は、……現在及び将来の国民に与へられる」という規定は、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利である」と改めました。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
M&A[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]